

脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金

公募要領

【公募期間】 公募開始：令和6年1月31日（水）

申込受付：令和6年3月1日（金）

申込締切：令和6年3月29日（金）17時必着

【申込先】 申込書類等は、郵送又は持参にてご提出ください。

<郵送の場合>

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ 宛

<持参の場合>

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT 愛媛ビル2棟

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ

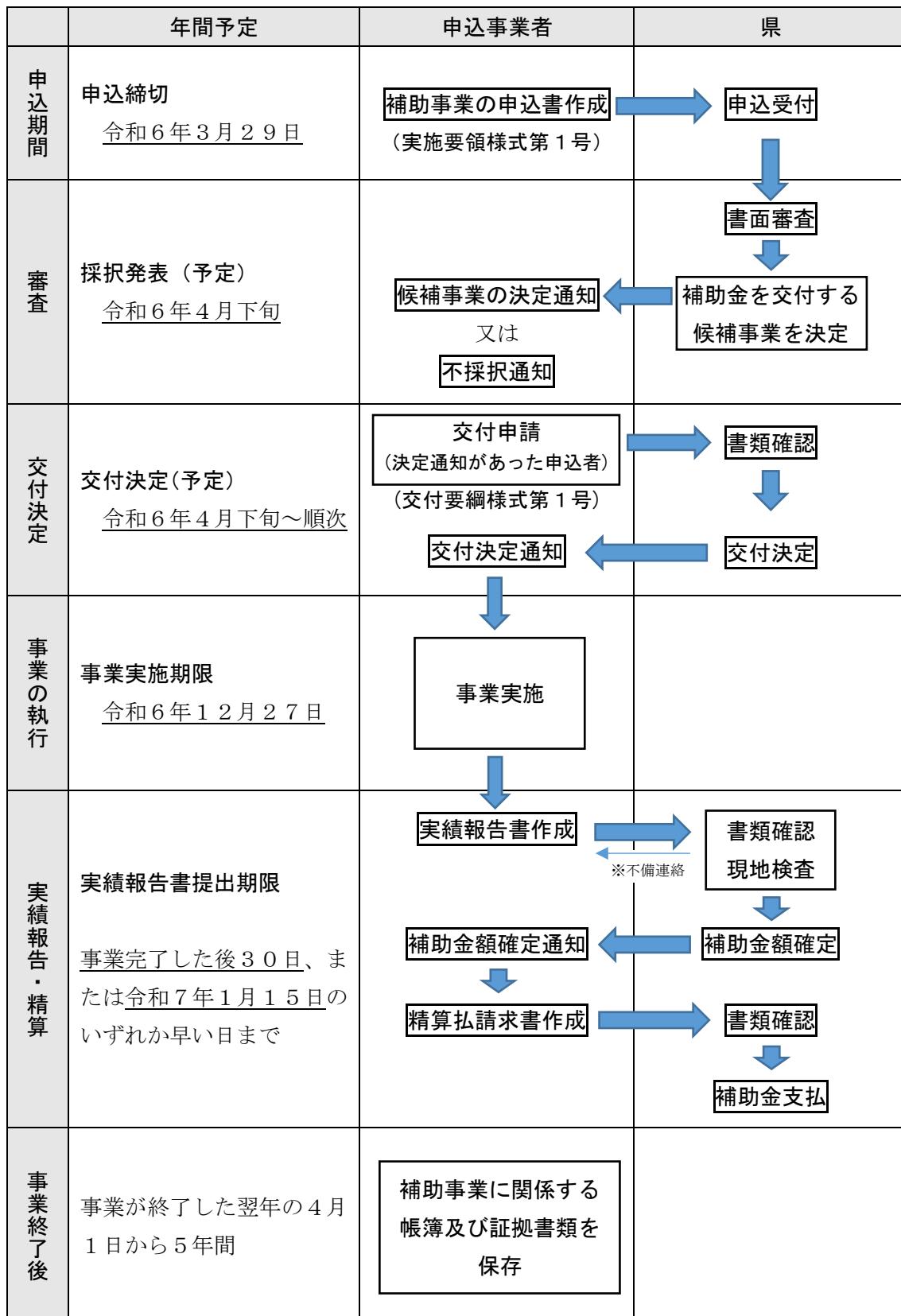
【ご注意】

本補助金については、審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業執行の際には、自己負担が必要となり、補助金は事業完了後の支払いとなります。

令和6年1月31日

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課

【補助事業の流れ】



※上記の「実施要領」は令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業実施要領を、「交付要綱」は令和5年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱のことです。

[目 次]

1. 事業の目的	2
2. 補助対象者	2
3. 補助対象事業・補助率等	4
4. 補助対象経費	5
5. 申込手続きの概要	8
6. 申込内容の審査	10
7. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）	11
8. お問い合わせ先	12

1. 事業の目的

本補助事業は、エネルギー価格高騰の影響を受ける愛媛県内の中小企業者等に対し、CO₂排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資を支援することで、エネルギー使用量とCO₂排出量の同時削減を図るとともに、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進することを目的とします。

2. 補助対象者

補助対象者は、次の（1）から（6）に掲げる要件をいずれも満たすこととします。

（1）愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者等（下記①、②の要件を満たすもの）

①中小企業者

業種	要件
ア. 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
イ. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
ウ. サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
エ. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
オ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
カ. 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が200人以下
キ. その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
ク. 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下
ケ. 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下

②補助対象者の範囲

対象となり得るもの
・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）
・士業法人
・中小企業組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人
- ・個人事業主

(2) 自社のCO₂排出量を把握していること

(3) 優良事例として選定された場合に事例公表に協力できること

県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件（補助事業）について、優良事例としてホームページ等で紹介することから、事例公表へのご協力を願いいたします。補助事業者が望まない場合、個社を特定できない形で公表することも可能です。

(4) 県税に未納がないこと

(5) みなしだ企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表①中小企業者の定義の数字を超える場合、大企業に該当します。

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

(6) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと

3. 補助対象事業・補助率等

補助対象事業	工場・事業所等の脱炭素化・ゼロエネルギー化に資する次の設備投資
	①省エネルギー設備 ＜設備例＞ ボイラ、空調システム、エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯設備）、エネルギー・マネジメントシステム、省CO ₂ 型換気設備、照明設備、冷凍・冷蔵設備、コンプレッサ 等
	②創エネルギー設備・蓄エネルギー設備 ＜設備例＞ 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）及び蓄電設備 <u>※②のみでの設置は対象外</u>
補助要件	<p>【全体】</p> <p>①県内事業所において、事業を実施すること。</p> <p>②「省エネルギー設備」と「創エネルギー設備・蓄エネルギー設備」の設備投資を同時に行う場合、「省エネルギー設備」の補助対象経費（税抜き）が、100万円以上であること。</p> <p>【創エネルギー設備・蓄エネルギー設備】</p> <p>③再生可能エネルギー発電設備について、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費する（自家消費型）ものであること。</p> <p>④再生可能エネルギー発電設備について、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第9条第4項に基づく固定価格買取（FIT）制度又はFeed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。</p> <p>⑤再生可能エネルギー発電設備の導入は自己所有型であること（PPAモデルやリースによる導入は対象外）。</p> <p>⑥蓄電設備については、本事業で設置する再生可能エネルギー発電設備と同時に設置するもの、又は既に設置されている再生可能エネルギー発電設備に接続するものに限る（本事業で設置する蓄電設備の蓄電容量は、再生可能エネルギー発電設備の1日分の発電量と同等又はそれ以下とする）。</p>
補助対象経費	<p>①機械設備費</p> <p>②工事費（補助対象設備の設置に必要な工事に限る）</p> <p>③設計費</p> <p>④その他知事が認めるもの</p>
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	1,000万円
事業費総額	補助対象経費400万円（税抜き）以上

●以下に該当する事業と判断された場合は、補助金を交付する候補事業としての決定や補助金の交付を取り消します。

- ① 本公司要領に沿わない事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
- ④ 事業・補助金の重複について
 - ・同一法人・事業者が今回の公募で複数申込を行っている案件。
※複数の屋号を使用している個人事業主も応募は 1 件のみです。
 - ・本補助事業において、補助金の交付を受けようとする事業計画及び経費が、国及び県が実施する他の補助事業等と重複する事業は補助対象となりません。
- ⑤ その他申込要件を満たさない事業

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、補助事業実施期間に完了した補助事業にかかる次の①～④の条件をすべて満たす経費となります。また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- ④ 補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること

【各経費の説明】

①機械設備費

本事業を実施するにあたって直接必要な機械設備等の購入及び購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

※ 中古品の購入、リースは、補助対象外となります。

②工事費

本事業を実施するにあたって直接必要な配管、配電等の工事に要する経費

※ 本事業で購入する機械設備等の設置と一体で捉えられるものに限ります。建屋の建設や外構工事に係る経費等は含みません。

※ 既存の機械設備の撤去に関する費用は補助対象となります。

※ 既存の機械設備の廃棄に関する費用は補助対象外となります。

③設計費

本事業を実施するにあたって直接必要な機械設備等の設計費

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経理書類を用意できないもの
- 3) 交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの
- 4) 自社内部の取引によるもの
- 5) 愛媛県外に機械設備を設置するもの
- 6) オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- 7) 電話代、インターネット利用料金等の通信費、光熱水費
- 8) 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代
- 9) 不動産の購入・取得費、修理費
- 10) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 11) 補助事業の申込書・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 12) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) 補助対象経費の妥当性について

申込に当たっては、実施する事業内容に係る経費が、本補助事業の補助対象経費に該当するか十分にご確認ください。

補助対象外経費が含まれた状態で提出され、補助金を交付する候補事業とされた場合についても、当該経費は本補助金の交付対象なりません。

(4) その他、補助対象経費全般にわたる留意事項

①区分経理と証拠書類による金額確認

補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

②1件あたり100万円超（税込み）の発注について

補助金交付対象者として通知を受けた後、補助金交付申請を行う際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう、1件あたり100万円超（税込み）を要するものについては、原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。そのため、申込の準備段階にて予め複数者から見積書を取得い

ただくと、補助金交付対象者として通知を受けた後、円滑に事業を開始いただけます。
ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

③経費の支払方法について

- ・補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・補助金執行の適正性確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。
- ・自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。
- ・補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ・仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

④電子商取引等について

電子商取引を行う場合でも、「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。そのため、事前に取引相手先に対して、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを確認してから取引をしてください。

実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象なりません。

5. 申込手続きの概要

(1) 補助事業申込の手続きの流れ

愛媛県環境・ゼロカーボン推進課に必要書類等を提出してください。

(2) 申込時に必要な書類等

	提出物	必要部数	備考
応募者 全員	①申込書（様式1）	原本1部	
	②事業計画書（別紙1-1、1-2）	原本1部	○申込者概要、計画の内容等
	③収支予算書・補助対象経費等の積算内訳（別紙2-1、2-2）	原本1部	○収支予算、積算内訳
	④CO2削減量計算に係る個票（別添1、2）	原本1部	○補助事業によるCO2削減量等
	⑤CO2削減量計算で使用する各数値の根拠資料（上記個票への添付資料）	写し1部	○設備の個別メーターの値、カタログ、仕様等
	⑥見積書	写し1部	○機械設備費、工事費等の見積書
	⑦県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明	原本1部	○所管の県地方局（または支局）にて発行できます。個人県民税及び地方消費税分の証明書は、提出の必要はありません。
	⑧暴力団排除に係る誓約書	原本1部	
法人の 場合	貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）※製造原価報告書、販売管理費明細を含む	写し1部	○損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙（受付印のある用紙）及び別表4（所得の簡易計算））を提出してください。 ○決算期を2度迎えておらず、2期分の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合は、個別にご相談ください。
	登記事項証明書	原本1部	○原則3か月以内に取得したものと提出して下さい。

個人事業主の場合	税務署の収受日付印のある直近2期分の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）	写し1部	○確定申告をe-Taxにより、電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを併せて提出してください。 ○収受日付印がない場合、税務署が発行する納税証明書（その2：所得金額の証明書）を併せて提出してください（コピー不可） ○決算期を2度迎えておらず、2期分の確定申告書を提出できない場合は、個別にご相談ください。
	運転免許書、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し		○本人確認書類の写し（申込者が本人であることがわかる書類）

（3）申込受付締切日、事業実施期間及び補助事業実績報告書提出期限

- ①申込受付締切日 **令和6年3月29日（金）17時必着**
- ②補助事業実施期間 交付決定日から**令和6年12月27日（金）**まで
- ③補助事業実績報告書提出期限
事業を完了した後30日、または**令和7年1月15日（水）**のいずれか早い日まで

（4）申込書類の提出先

以下まで郵送・持参にてご提出ください。

＜郵送の場合＞

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ宛

＜持参の場合＞

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT 愛媛ビル2棟

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

（5）不正な申込に対する対応について

本補助事業は、愛媛県補助金等交付規則に基づき実施されます。申込書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

6. 申込内容の審査

(1) 審査方法

補助金を交付する候補事業の審査は、提出資料について、後述「(3) 審査の観点」に基づき、書面審査にて行います。審査は提出資料を基に行いますので、不備のないよう十分ご注意ください（提案内容に関するヒアリングは実施しません）。

(2) 結果の通知

申込者全員に対して、審査の結果を通知します。補助金を交付する候補事業として決定された案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業概要、住所、業種及び補助金交付申込額を公表することがあります。

(3) 審査の観点

①要件審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査を行いません。

- ア) 「2. 補助対象者」の要件に合致すること
- イ) 必要な提出資料がすべて提出されていること
- ウ) 提出した内容に不備・記載漏れがないこと

②書面審査

提出された事業計画書について、以下の項目に基づき書面審査を行います。

- ア) 事業実施によるCO₂排出量の削減効果が大きいこと
(原則として、CO₂削減量の大きなものから優先的に採択する予定です。)
- イ) 補助事業の遂行が可能な経営状況であること
- ウ) 補助事業計画の実現性、積算の適切性を有する事業計画になっていること

7. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）

補助金を交付する候補事業として通知を受けた者は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 補助事業の対象期間について

「補助金交付決定通知書」の受領後でなければ、補助事業に着手することはできません（発注・契約・納品・支出行為等）。

審査の結果、補助金を交付する候補事業として通知を受けた者は、「愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱」に基づき、県に対して補助金の交付申請を行ってください。その後、県から事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」を通知します。発注・契約・納品・支出行為が、「補助金交付決定通知書」受領以降でない場合は、対象経費に係る補助金を受けることができません。

(2) 事業計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 補助金の交付

補助事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。補助金の支払いは、県による事業内容の審査と経費内容の確認等を行った上で、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

また、補助金の交付決定を受けても、県が実績報告書等の確認時に、要件を満たしていると認められない場合には、交付決定金額より受け取る補助金額が少なくなる場合や補助金を受け取ることができない場合があります。

(4) 補助対象事業の経理・書類の保存

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(5) 財産処分

本補助金で取得した財産等を補助事業の目的外で使用することや譲渡、担保提供、廃棄等の処分を行うには制限（処分制限）がかかります。単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入や、外注による作成物等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、一定の期間において処分（補助事業

目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合、事前に県に申請を行い、承認を受ける必要があるため、ご留意ください。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該財産の残存簿価等から算出される金額を交付した補助金額を上限に納付させることができます。

(6) その他の事項

- ①補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- ②原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ③補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ④補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、その他の法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
- ⑤本補助金は、所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）または法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、所得税法第42条または法人税法第42条の規定を適用することができます。
- ⑥県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件について、優良事例としてホームページ等で紹介するため、事例公表やデータ提供等へのご協力をお願いいたします。
- ⑦補助事業年度の翌年度から5年間、補助事業を実施した事務所における年間CO₂排出量の報告を求めることがありますので、ご協力をお願いいたします。

8. お問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

TEL: 089-912-2349 FAX: 089-912-2344

E-mail: kankyou@pref.ehime.lg.jp